

第1編 定款・規約

○大分県土地改良事業団体連合会定款

(昭和33年4月1日制定)

改正	昭和35年5月16日	昭和42年5月31日	昭和59年4月26日	平成9年5月6日	平成24年4月20日
	昭和36年3月30日	昭和44年8月12日	昭和60年8月23日	平成16年5月6日	令和4年5月11日
	昭和38年3月22日	昭和52年8月31日	平成4年6月2日	平成19年4月25日	令和5年4月26日
	昭和40年5月27日	昭和53年8月8日	平成6年6月15日	平成23年4月22日	令和6年5月9日

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、土地改良事業を行う者（国、県及び土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者を除く。以下同じ。）の協同組織により土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、大分県土地改良事業団体連合会という。

(地区)

第3条 この会の地区は、大分県の区域とする。

(事業)

第4条 この会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の行う土地改良事業(土地改良事業に附帯する事業を含む。以下同じ。)に関する技術的な指導その他の援助
- (2) 会員からの委託を受けて行う土地改良事業の工事
- (3) 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- (4) 土地改良事業に関する調査及び研究
- (5) 国又は県の行う土地改良事業に対する協力
- (6) 前各号に掲げる事業のほか、第1条の目的を達成するため必要な事業

(事務所の所在地)

第5条 この会の事務所は、大分県大分市におく。

(公告の方法)

第6条 この会の公告は、この会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは大分合同新聞又はこの会のホームページに掲載する。

第2章 会員

(会員の資格)

第7条 この会の会員たる資格を有する者は、この会の地区内において土地改良事業を行う者とする。

(会員の加入申込等)

第8条 この会の会員となろうとする者は、加入申込書に次に掲げる書類を添付し、これをこの会に提出しなければならない。

- (1) 加入についての総会（市町村にあっては議会）の議事録
- (2) 代表者の氏名を記載した書面

2 この会は、前項の申込を受けた場合において、その加入を承諾したときは、会員名簿に登載するとともにその旨を書面で加入申込者に通知するものとする。

第9条 会員は、前条第1項第2号の書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面でこの会に届け出なければならない。

(会員の脱退)

第10条 会員は60日前までにその旨を書面でこの会に予告して脱退することができる。

第11条 会員は、会員たる資格を喪失し、又は解散し脱退する場合には、遅滞なくその旨を書面でこの会に届け出なければならない。

(会員の除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。この場合には、総会の会日から10日前までその会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 賦課金の納入その他この会に対する義務の履行を怠ったとき
 - (2) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの会の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失により、この会の信用を失わせるような行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、その理由を明らかにした書面で、その会員

に通知しなければならない。

第3章 経費の賦課及び財産

(経費の賦課)

第13条 この会は、毎事業年度、会員から一定額の一般賦課金を徴収する。

2 この会は、毎事業年度、会員から当該会員の地区内で行われる土地改良事業の施行に係る土地につき、一定額の特別賦課金を徴収する。

3 この会は、毎事業年度、土地改良施設維持管理適正化事業及び施設改善対策事業に要する経費に充てるため、一定の会員から一定額の特別賦課金を徴収する。

4 この会は、毎事業年度、農道台帳管理事業に要する経費に充てるため、一定の会員から一定額の特別賦課金を徴収する。

5 前4項の賦課金の額及び徴収方法は総会で定める。

第14条 すでに会員から徴収した賦課金は、その会員について、前条の賦課金の算定の基準となった事項に変更があっても返還しない。

第15条 この会は、会員が賦課金を納付期限までに完納しないときは、その期限後1日につき、滞納金額の1,000分の0.5に相当する金額を過怠金として徴収することができる。

(財産)

第16条 この会の財産を分けて、基本財産及び通常財産とする。

2 前項の基本財産の範囲並びにその取得、管理及び処分等に関しては、規約で定める。

(財産分配の制限)

第17条 この会の財産は、この会の解散のときでなければ、会員に分配しないものとし、その方法は総会で定める。

第4章 役職員等

(役員の数)

第18条 この会の役員として、理事15人以上17人以内、監事3人をおく。

(役員を選任)

第19条 役員は、総会において選任された詮衡委員が推薦した者のうちから、総会において選任する。

2 前条に規定する役員の数のうち、理事については12人、監事についてはその全てが、会員を代表する者でなければならない。

3 第1項に規定する詮衡委員及び役員を選任方法については、規約で定める。

(補欠選任)

第20条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の2分の1未満であるとき、若しくは、監事の定数の3分の2未満又は役員に欠員を生じたときが役員任期満了前3ヶ月以内であるときは、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

(会長、副会長等)

第21条 理事は、会長1人及び副会長2人を互選するものとする。

2 理事の互選によって専務理事又は常務理事1人を置くことができる。

(会長の職務等)

第22条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が定めた順位に従い、会長に事故があるときは、会長の職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

3 専務理事または常務理事は、常時会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、その職務を行う。

4 理事は、あらかじめ、理事会において定めた順位に従い、会長、副会長及び専務理事又は常務理事に事故あるときは、その職務を代理し、会長、副会長及び専務理事又は常務理事が欠員のときはその職務を行う。

(監事の職務)

第23条 監事は、少なくとも毎事業年度2回、この会の財産並びに業務及び会計の状況を監査し、その結果につき、総会及び理事会に報告し、かつ意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し総会の承認を受けるものとする。

(理事会)

第24条 次に掲げる事項は、理事をもって構成する理事会の議決を経なければならない。

ただし、緊急を要する場合であって、理事会を招集するいとまがないときは、会長がこれを決することができる。この場合においては、会長は、次の理事会においてその旨を報告し、理事会の承認を求めるものとする。

(1) 業務を執行するための方針に関する事項

- (2) 総会の招集及び総会に附議すべき事項
- (3) 役員の旅費規程その他の規程の設定、変更又は廃止に関する事項
- (4) 通常財産たる不動産の取得又は処分に関する事項
- (5) 参事の任免に関する事項
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項

第25条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会の議事は、理事総数の2分の1以上が出席し、出席した理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、理事会の議長となる。
- 4 理事会の議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事2人がこれに記名するものとする。

(役員任期)

第26条 役員任期は4年とする。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の補欠役員が役員全部である場合には同項の規定にかかわらずその任期は4年とし、その就任の日から起算する。
- 4 第1項の役員任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算するものとする。

(役員報酬等)

第27条 役員報酬については、総会で定める。

- 2 役員旅費については、役職員旅費規程で定める。

(職員)

第28条 この会に、次の職員を置く。

- (1) 参事 1人
- (2) 主事及び技師 若干人
- (3) 主事補及び技師補 若干人
- (4) 事務員及び技術員 若干人
- (5) 嘱託及び傭員 若干人

ただし、参事については必要に応じて置くこととする。

(職員サービス及び給与等)

第29条 職員は、会長が任免する。

- 2 職員のサービス、給与及び旅費に関しては、職員サービス規程、職員給与規程、役職員旅費規程で定める。

(職員退職手当の支給)

第30条 この会は、職員が退職するときは、職員退職給与金支給規程の定めるところにより、これらの者に対し、退職手当を支給する。

- 2 この会は、規約の定めるところにより、毎事業年度職員退職給与金を積立てる。

(顧問及び参与)

第31条 この会の業務の運営を適切に行うため、必要があるときは、顧問及び参与若干人を置くことができる。

第5章 総会

(総会招集)

第32条 会長は、毎事業年度1回2月又は3月、通常総会を招集しなければならない。

- 2 会長は、理事会の決定があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

第33条 会長は会員が、総会員の5分の1以上の同意を得、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して、総会招集を請求したときは、その請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

(監事による総会招集)

第34条 会長の職務を行う者がいないとき、又は前条の規定による請求があった場合において会長が正当な事由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事がこれを招集しなければならない。

(総会招集の通知)

第35条 総会を招集するには、その会日から5日前までに、会議の日時、場所及び目的を各会員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合には、その会日から3日まえまでに通知すればよい。

(総会議決事項)

第36条 土地改良法第111条の20に規定する事項のほか、次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の設定、変更又は廃止
- (2) 借入金の額の限度並びに借入金の借入の方法
- (3) 土地改良事業に関係ある団体への加入又は出資

(議決及び選任権)

第37条 会員は、各々1個の議決権及び役員を選任権を有する。

- 2 会員は、第35条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選任権を行うことができる。
- 3 前項の規定により議決権又は選任権を行う者は、出席者とみなす。
- 4 前2項の規定により会員が議決権又は役員を選任権を行わせようとする代理人は、他の会員でなければならない。
- 5 代理人は、4人以上の会員を代理することができない。
- 6 代理人は、代理権を証する書面をこの会に提出しなければならない。

(総会の議決方法等)

第38条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 総会を招集した場合において、会員の半数以上の出席がないときは、理事又は監事は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、会員の半数以上の出席がなくても、議事を開き議決することができる。

第39条 総会においては、第35条の規定により、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、第19条に規定する役員を選任及び第41条に規定する事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。

第40条 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会で選任する。
- 3 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(重要事項の議決)

第41条 次に掲げる事項は、会員の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名

(議事録)

第42条 総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事2人及び総会において選任した会員2人がこれに記名するものとする。

第6章 業務の執行及び会計

(事業年度)

第43条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の支弁)

第44条 この会の経費は会員に対する賦課金、事業収入、その他の収入をもって支弁する。(実施に関する規約)

第45条 この定款に特別の定めのあるものを除き、この会の事業の執行及び会計について必要な事項は規約で定める。

附 則

- 1 この会の設立当時の理事及び監事は、この定款にかかわらず土地改良法第111条の19の規定に基づき創立総会に於いて選任するものとする。
- 2 この定款は、農林大臣の認可のあった日(昭和33年7月29日)から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更(昭和35年5月16日本会議決のもの)は農林大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更(昭和36年3月30日本会議決のもの)は農林大臣の認可のあった日の属する昭和36年度分より適用する。

附 則

- 1 昭和37年度の事業年度は昭和38年5月31日まで延期する。
- 2 この定款の変更(昭和38年3月22日本会議決のもの)は農林大臣の認可のあった日の属する年度より適用する。

附 則

- 1 この定款の変更(昭和40年5月27日本会議決のもの)は農林大臣の認可のあった日から施行し昭和40年度より適用する。

附 則

- 1 昭和41年度の事業年度は昭和41年6月1日より昭和42年6月30日までとする。
- 2 この定款の変更は農林大臣の認可のあった日(昭和42年5月31日)の属する年度より適用する。

附 則

(役員任期の経過規程)

- 1 定款第26条役員任期変更の規定は、昭和46年5月又は6月招集の通常総会における役員選任の日からこれを適用する。

(実施期間)

- 1 この定款の変更は農林大臣の認可のあった日(昭和44年8月12日)から施行し、昭和44年度分より適用する。

附 則

- 1 この定款の変更は農林大臣の認可のあった日(昭和52年8月31日)から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は農林大臣の認可のあった日(昭和53年8月8日)から施行する。
- 2 昭和53年度は第37条の規定にかかわらず昭和53年7月1日から昭和54年3月31日までとする。
- 3 昭和50年6月16日選任された役員任期は第26条の規定にかかわらず昭和54年3月31日までとする。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日(昭和59年4月26日)から施行する。
- 2 新たに選任された役員任期は定款第26条の規定にかかわらず現在の役員残任期間とする。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日(昭和60年8月23日)から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日(平成4年6月2日)から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日(平成6年6月15日)から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日(平成9年5月6日)から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日(平成16年5月6日)から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日(平成19年4月25日)から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日(平成23年4月22日)から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日(平成24年4月20日)から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日(令和4年5月11日)から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日(令和5年4月26日)から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日(令和6年5月9日)から施行する。

○大分県土地改良事業団体連合会規約

(昭和33年4月1日制定)

改正	昭和38年3月22日	昭和53年6月23日	平成19年4月1日
	昭和40年5月27日	平成4年3月30日	平成23年4月22日
	昭和44年5月23日	平成15年3月4日	平成28年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この会の管理運営に関しては、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほか、この規約の定めるところによる。

第2章 総会

(出席者の届出)

第2条 会員が総会に出席したときは、その旨を総会の招集者に届け出るものとする。

2 代理人は、入場の際に委任状を総会の招集者に提出し、総会の招集者はこれと引換えに代理証票を交付するものとする。

(開会及び議長の選任)

第3条 総会の招集者は、会員の出席者が総会成立に必要な定数に達したとき、その出席人員を議場に報告して開会を宣し、議長の選任方法を総会にはかり、議長を選任する。

(議事録署名人及び書記)

第4条 議長は、議事の開始にあたり総会の承認を得て、議事録署名人2人、書記若干人を指名するものとする。

(議長の職務)

第5条 議長は、議事の進行をはかるほか、職員に議案の配布及び朗読をせしめ、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、会員の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第6条 会員は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第7条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第8条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2 発言は、起立又は挙手をもって行い議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第9条 会員は、議事の進行を妨げない限り、他の会員2人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、当該議案が定款第36条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総会にはかるものとする。

3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と最も異なるものから順次採決する。

4 動議を提出した者が、これを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第10条 採決は、挙手又は投票いずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総会にはかって決定する。

2 代理人は、採決に当たり代理証票を明示し賛否を表示しなければならない。

3 議長は、書面による議決に加えて採決の結果を宣する。

(委員会付託)

第11条 総会で必要があると認めるときは、総会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2 委員会の委員は、出席した会員(書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行う者を除く。)のうちから選任する。

3 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない。

4 委員会の運営その他必要な事項は、総会で定める。

(議案、動議の再提出禁止)

第12条 否決された議案又は、撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は再び同一の総会に提出することができない。

(禁止行為)

第13条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議中会員が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退場させることができる。

(議事録の作成)

第14条 総会の議長は、定款第36条の規定により作成する議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 総会の名称
- (2) 総会招集の通知の年月日
- (3) 総会の日時及び場所
- (4) 会議を組織する会員の現在総数、出席した会員の名称及びその代表者の氏名（会員出席○人、代理出席○人、書面議決○人）
- (5) 議長の選任方法及び議長の氏名
- (6) 議事の要領
- (7) 決議事項
- (8) 賛否の数
- (9) 議事録署名人の署名・押印
- (10) その他議長が必要と認めた事項

(役員 of 詮衡委員の選任方法)

第15条 役員 of 詮衡委員は、総会において各支部（別表）に所属する会員より1人を選任するものとする。

(会員でない役員になろうとする者の届け出)

第16条 会員でない役員になろうとする者は、5人以上の会員が、連署した書面をもって、前条 of 詮衡委員に届け出るものとする。

(役員 of 選任方法)

第17条 役員 of 詮衡委員は、前条 of 届け出を受けた者を含めて役員となるべき者を選出し、総会に推せんするものとする。

第3章 会員

(資料 of 提供)

第18条 会員は、この会 of 諸調査に関し、必要な資料を提供するものとする。

(賦課金 of 納入)

第19条 会費は、総会で決定された期日までに賦課金をこの会に納入しなければならない。

(債務 of 完納)

第20条 会員が脱退する場合、この会に賦課金、受託料その他未納 of 債務がある場合には、脱退までにこれを完納しなければならない。

第4章 役員

第1節 総則

(役員 of 会議)

第21条 役員 of 会議は、理事会及び監事会とする。

第2節 理事会

第22条 理事会は、少なくとも年3回開催するほか、会長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

2 会長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所、及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときはこの限りでない。

(欠席者)

第23条 理事会に出席できない理事は、その旨を理事会の前日までに会長に届け出なければならない。

(代理禁止並びに監事 of 出席)

第24条 理事は代理人によって議決を行うことができない。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

3 理事会は、必要に応じ、職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会 of 議事録)

第25条 理事会 of 議長は、定款第25条第4項 of 規定により作成する議事録には、次の事項

を記載するものとする。

- (1) 理事会招集の通知の年月日
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 出席及び欠席した理事の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 決議事項
- (6) 賛否の数
- (7) その他議長が必要と認めた事項

第3節 監事会

(総括監事)

第26条 監事は、総括監事を互選する。

2 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。

3 監事はあらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故あるときは、その職務を行う。

(監事会の開催)

第27条 監事会は、少なくとも毎事業年度2回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合に開催する。

(監事会の付議事項)

第28条 監事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 監査の実施計画
- (2) 監査の結果に対する措置
- (3) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項
- (4) この会と理事との契約又は争訟についてこの会の代表者に関する事項
- (5) 土地改良法第27条を準用する同法第111条の23の規定による会議の招集に関する事項
- (6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会)

第29条 監事会は、2人以上の監事の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

3 監事会は、必要に応じ、理事、職員、その他の者を出席させて意見を徴し又は、事情を聴取することができる。

4 監事会には、第22条第2項、第25条並びに定款第25条第4項の規定を準用する。ただし、定款第25条第4項において「理事2人」とあるのは「監事1人以上」と読み替えるものとする。

第4節 委員会

(委員会の設置)

第30条 この会の事業の運営を公正かつ適切にするため、会長は、理事会に付議し、必要と認める委員会を置くことができる。

(委員会の性格)

第31条 委員会は、理事会の補助機関として理事会から委任された事項を処理し、その結果を報告し、かつ、この会の事業の運営に協力するものとする。

(委員の選任)

第32条 委員会の委員は、理事会において選任する。

(委員会規程)

第33条 委員会の職務の執行に関する規程は、別に定めるところによるものとする。

第5章 業務の執行

(補助機関)

第34条 この会に事務局を置く。

2 前項の事務局の機構、業務の範囲及びこの会の職務権限は別に定める業務規程及び会計細則によるものとする。

(参事及び出納責任者)

第35条 この会に参事及び出納責任者各1名を置くことができる。

2 参事は、理事会の決定に係る事務を総括する。

3 出納責任者は、この会の現金又は物品の出納その他の会計事務をつかさどる。

(業務執行の基礎)

第36条 この会の業務は、会員の行う土地改良事業に関する諸調査資料に基づき樹立した事業計画に従い執行するものとする。

(事務所)

第37条 この会は、総会の議決に基づき、事務所を設けることができる。

2 事務所設置に関する諸規程は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

(執務時間)

第38条 この会の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

(1) 執務時間

午前8時30分より、午後5時までとし、正午より1時間は休憩時間とする。

(2) 休日

日曜日及び国民祝日のほか、12月29日より翌年1月3日までの期間とする。

(3) 完全週休2日制

(1)の執務時間のうち土曜日については、勤務を要しないものとする。

第6章 会計

(会計年度及びその独立の原則)

第39条 この会の会計年度は、事業年度の期間とする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第40条 この会の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支払に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第41条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調整及び議決)

第42条 会長は、毎会計年度、収支予算を調整し年度開始前に総会の議決を経なければならない。

(収支予算の区分)

第43条 収支予算は、収入に当たってはその性質に従って款に大別し、かつ、各款中においては、これを項に区分し、支出にあたっては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第44条 予算外の支出又は、予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあっては、予備費を計上しないことができる。

(補正予算、暫定予算等)

第45条 会長は、収支予算及び事業計画の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算及び事業計画に追加、その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算及び変更事業計画を調整し、これを総会に提出することができる。ただし、総会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課率に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会が、これを専決処分することができる。この場合には、会長は、次の総会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 会長は、必要に応じて、一会計年度のうち一定期間に係る暫定予算を調整し、これを総会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担はこれを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第46条 出納責任者は、会長の命令がなければ支出することができない。

2 出納責任者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出することができない。

(決算及び財産目録等)

第47条 会長は、毎会計年度決算及び財産目録を監事の監査に付し、その意見を付けて次の通常予算を議する会議までに総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、決算及び財産目録につき、総会の承認を受けるに当たっては、会長は、当該決算に係る会計年度中の事業報告書を提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第48条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第49条 売買、貸借、請負、その他の契約は、競争入札の方法によることを原則とする。
ただし、会長が認めた場合には随意契約によることができる。

2 前項の規定についての詳細は、大分県土連品質管理システムに規定する「業務援助管理規程」、「購買(物品)管理規程」、及び「本会が事業主体となる業務における業務委託参加者の指定、予定価格の決定、並びに入札執行に関する内規」に定める。

(金銭の預入)

第50条 金銭は、総会で定めた金融機関に預け入れるものとする。

(一時借入金)

第51条 会長は、収支予算内の支出をするため、総会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

(出納閉鎖)

第52条 この会の出納は、翌会計年度の5月31日をもって閉鎖する。

第7章 雑則

第1節 基本財産

(基本財産の管理)

第53条 基本財産は、特別会計として管理する。

(基本財産の範囲等)

第54条 基本財産は、次に掲げる収入をもってこれに充てる。

- (1) 毎事業年度収支予算(一般会計)に基本財産積立金として計上した額
- (2) 毎事業年度収入金の使用残余のうち総会で決定した額
- (3) 基本財産に対する寄附金
- (4) 基本財産から生ずる収益
- (5) 前各号のほか、この会に受け入れる財貨で基本財産に充てることを会長が適当と認めたもの

(基本財産の処分)

第55条 基本財産は、総会の議決を経なければこれを処分してはならない。

第2節 役員退職積立金

(積立金)

第56条 この会は、職員の退職手当の支払に充てるため、毎事業年度経費から、予算状況を踏まえ応分の額(その年度内に支払った基本給総額の100分の10を目安とする。)を退職給与積立金として積立てするものとする。

別表

各支部は次のとおりとする。

支 部	区 域
高 田	豊後高田市
国 東	国東市、東国東郡
日 出	杵築市、別府市、速見郡
大 分	大分市、由布市
臼 杵	臼杵市、津久見市
佐 伯	佐伯市
三 重	豊後大野市
竹 田	竹田市
玖 珠	玖珠郡
日 田	日田市
中 津	中津市
宇 佐	宇佐市

附 則

この規約に定めるもののほか、この会の運営に関する必要な諸規程は理事会に諮り会長がこれを定める。

この規約の変更又は廃止は、総会の議決によって行う。

この規約は昭和33年4月1日から施行する。
この規約は昭和38年3月22日から施行する。
この規約は昭和40年5月27日から施行する。
この規約は昭和44年5月23日から施行し昭和44年度分からこれを適用する。
この規約は昭和53年6月23日から施行する。
この規約は平成4年3月30日から施行する。
この規約は平成15年3月4日から施行する。
この規約は平成19年4月1日から施行する。
この規約は平成23年4月22日から施行する。
この規約は平成28年4月1日から施行する。